

平成27年度 第1回寄居町地域公共交通活性化協議会

<会議資料>

資 料	寄居町地域公共交通活性化協議会委員名簿	1
報告事項	デマンド型乗合タクシーの運行状況等	2
議案第 1号	平成26年度事業報告	4
議案第 2号	平成26年度歳入歳出決算	5
議案第 3号	平成27年度事業計画(案)	7
議案第 4号	平成27年度歳入歳出予算(案)	8
議案第 5号	地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請	9
その他	「地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について」	38

【資料】

寄居町地域公共交通活性化協議会委員名簿

(敬称略・順不同)

委員区分		氏 名	団体名等
1号委員	一般乗用旅客自動車 運送事業者	本間 政道	有限会社本間タクシー代表取締役
	一般乗用旅客自動車 運送事業者	舟越 章子	寄居タクシー有限会社代表取締役
	一般乗用旅客自動車 運送事業者	嶋田 実	秩鉄タクシー株式会社代表取締役
	一般乗用旅客自動車 運送事業者	松本 岳士	株式会社桜交通代表取締役
	一般乗用旅客自動車 運送事業者	福島 博幸	大信観光花園有限会社取締役
	一般貸切旅客自動車 運送事業者	家内 知宣	武蔵観光株式会社
2号委員	一般乗用旅客自動車運送 事業者が組織する団体の 代表者	高原 昭	埼玉県乗用自動車協会専務理事
3号委員	町民代表	小畑 克美	寄居町連合区長会副会長
	町民代表	池田 和男	寄居町民生委員・児童委員協議会長
	町民代表	鳥塚 幹夫	寄居町身体障害者福祉会長
4号委員	国土交通省関東運輸局 埼玉運輸支局	石川 浩行	埼玉運輸支局 総務企画担当 首席運輸企画専門官
5号委員	寄居町副町長	井部 徹	寄居町副町長
6号委員	熊谷県土整備事務所	南 亨	熊谷県土整備事務所管理担当課長
	寄居警察署	藤倉 英行	寄居警察署交通課長
	学識経験者	久保田 尚	埼玉大学大学院理工学研究科教授
	一般乗用旅客自動車 運送事業者の運転手代表	後藤 治彦	有限会社本間タクシー乗務員
	埼玉県企画財政部	能勢 一幸	埼玉県企画財政部交通政策課主幹
	東秩父村総務課	柴原 正	東秩父村総務課長
	寄居町総務課	関根 薫	寄居町総務課長
	寄居町商業観光振興課	松村 義之	寄居町商工観光企業誘致課長

【報告事項】

寄居町デマンド型乗合タクシーの運行状況等

1 登録状況

平成27年3月末時点での登録者数は2,837人である。男女比は概ね2：1と女性が圧倒的に多く、年齢別では70歳代の登録が最も多く、60歳代以上では全体の約3/4を占めている。

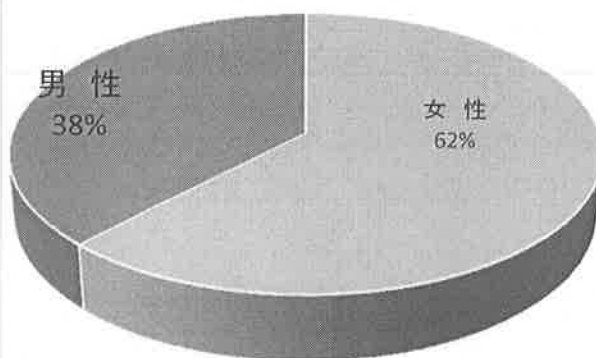
3月末時点登録者数： 2,837 人

■年齢別男女別登録者数

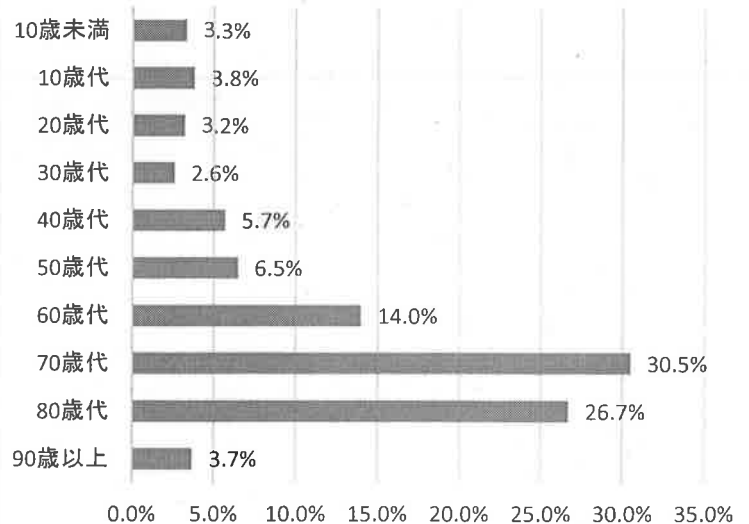
年齢	女性	男性	全体	構成比
10歳未満	47	46	93	3.3
10歳代	59	50	109	3.8
20歳代	50	41	91	3.2
30歳代	43	31	74	2.6
40歳代	74	88	162	5.7
50歳代	110	75	185	6.5
60歳代	241	155	396	14.0
70歳代	561	302	863	30.5
80歳代	502	256	758	26.7
90歳以上	74	32	106	3.7
合計	1,761	1,076	2,837	100.0

※ 人数は累計

■男女比



■年齢構成比



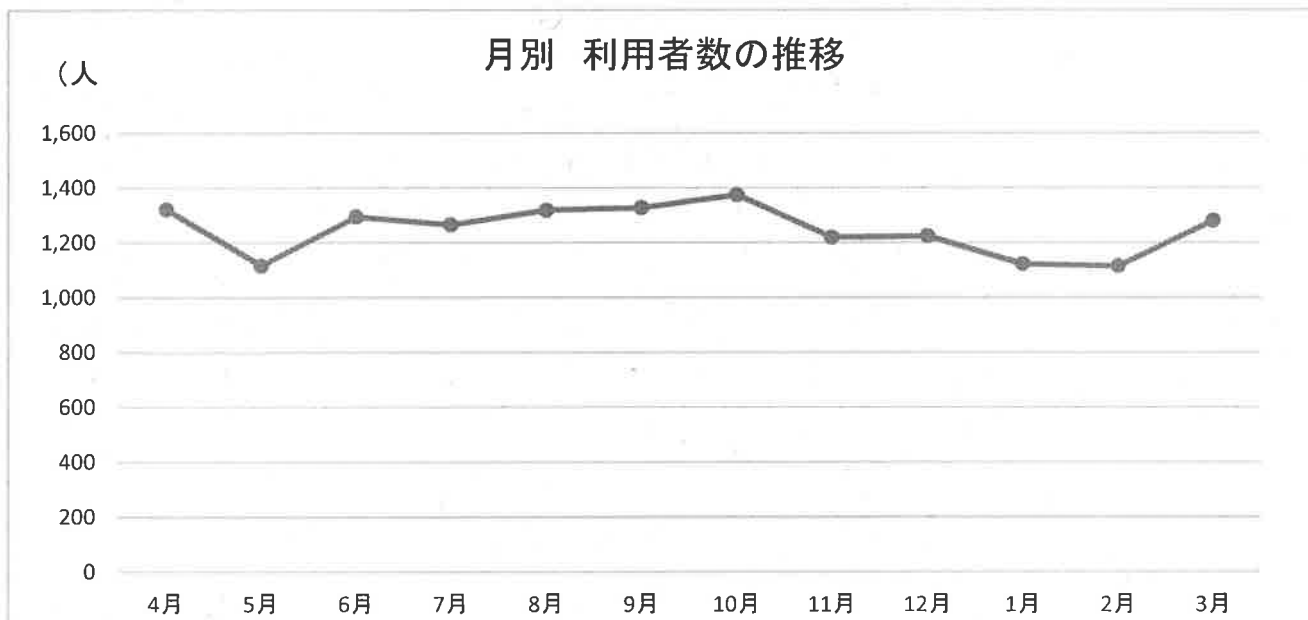
2 利用状況 : 平成26年4月～平成27年3月

■利用人数

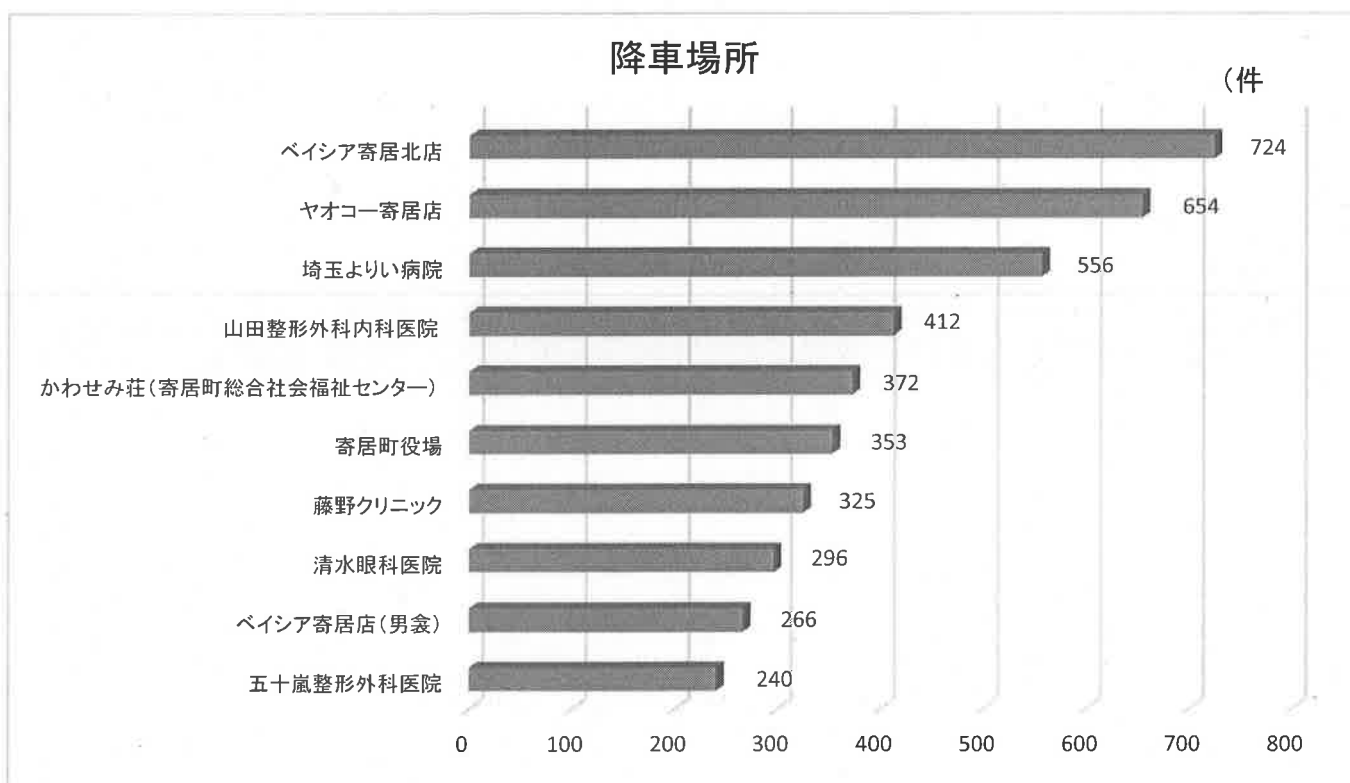
単位:人・%

利用年月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用人数	1,322	1,117	1,295	1,266	1,319	1,328	1,375	1,220	1,224	1,122	1,115	1,280	14,983
1日当たり	44	36	43	41	43	44	44	41	44	40	40	41	42
乗合率	49.3	40.2	43.2	43.0	44.3	43.3	43.8	41.4	43.4	39.7	41.7	40.2	42.9
昨年度乗合率	18.3	24.7	26.5	24.0	25.5	25.4	25.3	25.8	31.1	37.0	51.2	49.1	30.5

※乗合率(利用者ベース) = 乗合時の利用者数 ÷ 総利用者数



■利用施設状況 (累計予約件数、上位10施設)



【議案第1号】

平成26年度 事業報告

年・月・日	項目	議事・事業内容等
平成26年3月28日	補助金申請	生活交通ネットワーク計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)の認定と補助額の内定(H26)
平成26年6月25日	第1回協議会	(1)平成25年度寄居町地域公共交通活性化協議会事業報告について (2)平成25年度寄居町地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算について (3)平成26年度寄居町地域公共交通活性化協議会事業計画について (4)平成26年度寄居町地域公共交通活性化協議会歳入歳出予算について (5)地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請について
平成26年6月27日	連携計画	生活交通ネットワーク計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)の認定申請
平成26年9月30日	補助金申請	生活交通ネットワーク計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)の認定と補助額の内定(H27)
平成26年11月28日	補助金申請	平成26年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)の交付申請
平成26年12月24日	第2回協議会	(1)地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通ネットワーク計画に基づく事業)の自己評価について (2)平成27年度寄居町デマンド型乗合タクシーの運行計画について
平成27年2月20日	補助金申請	平成26年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)の交付決定
平成27年2月27日	連携計画	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

【議案第2号】

平成26年度 歳入歳出決算書

1 歳入

単位：円

款	項	目	予算現額			収入済額	比較	説明
			当初予算額	補正予算額	計			
1 負担金	1 負担金	1 負担金	240,000	0	240,000	50,000	△ 190,000	寄居町負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	1,000	0	1,000	0	△ 1,000	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	150,389	0	150,389	150,389	0	前年度繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	611	0	611	1,342	731	預金利息
合 計			392,000	0	392,000	201,731	△ 190,269	

2 歳出

単位：円

款	項	目	予算現額			支出済額	不用額	説明
			当初予算額	補正予算額	計			
1 運営費			389,000	0	389,000	138,322	250,678	
	1 会議費	1 会議費	250,000	0	250,000	99,311	150,689	報償費 食糧費
	2 事務費	1 事務費	139,000	0	139,000	39,011	99,989	消耗品等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	1,000	0	1,000	0	1,000	
3 諸支出金	1 諸支出金	1 諸支出金	1,000	0	1,000	0	1,000	
4 予備費	1 予備費	1 予備費	1,000	0	1,000	0	1,000	
合 計			392,000	0	392,000	138,322	253,678	

収入済額 201,731 円

支出済額 138,322 円

差引残額 63,409 円（翌年度へ繰越）

監 査 報 告 書

平成26年度寄居町地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算について、平成27年 5月26日
に関係帳簿等の監査を実施したところ、適正に執行されていることを認めます。

寄居町地域公共交通活性化協議会

監 事 池田 和男
監 事 森合 洋二



【議案第3号】

平成27年度 事業計画（案）

1 協議会の審議事項等

- ①平成26年度 事業報告
- ②平成26年度 歳入歳出決算
- ③平成27年度 事業計画
- ④平成27年度 歳入歳出予算
- ⑤平成28年度生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の認定申請
- ⑥生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）に基づく事業の事業評価
- ⑦デマンド型乗合タクシーの利用状況等
- ⑧その他の事項

2 スケジュール

	平成27年										平成28年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
生活交通ネットワーク計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の認定申請			■										
上記計画の検証と事業評価			←—————→										
協議会開催予定（4回程度の開催を予定）			■			■			■			■	

【議案第4号】

平成27年度 歳入歳出予算書（案）

1 歳入

単位：円

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	180,000	240,000	△ 60,000	寄居町負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	1,000	1,000	0	科目存置
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	63,409	150,389	△ 86,980	前年度繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	591	611	△ 20	預金利子
合 計			245,000	392,000	△ 147,000	

2 歳出

単位：円

款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1 運営費			242,000	389,000	△ 147,000	
	1 会議費	1 会議費	200,000	250,000	△ 50,000	報償費 食糧費
	2 事務費	1 事務費	42,000	139,000	△ 97,000	消耕品等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	1,000	1,000	0	科目存置
3 諸支出金	1 諸支出金	1 諸支出金	1,000	1,000	0	科目存置
4 予備費	1 予備費	1 予備費	1,000	1,000	0	科目存置
合 計			245,000	392,000	△ 147,000	

【議案第5号】

様式第1-6（日本工業規格A列4番）

寄地公発第 号
平成27年 6月 日

国土交通大臣 殿

住 所 埼玉県大里郡寄居町大字寄居 1180-1
氏名又は名称 寄居町地域公共交通活性化協議会
会長 井部徹

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(1) 地域内フィーダー系統確保維持計画の名称
「寄居町地域内フィーダー系統確保維持計画」

(2) 目的・必要性

本町は、埼玉県北西部の都心から70km圏に位置し、面積は64.25平方kmであり、自然環境が豊かで県立長瀨玉淀自然公園に指定されている。また、昭和55年に開設された関越自動車道花園インターチェンジを玄関口に、国道140号と254号、JR八高線・東武東上線・秩父鉄道線が結節する交通の要衝地である。バス交通は、県北都市間路線代替バスが2路線運行されているほか、東秩父村営バスが本町に乗り入れている。

しかしながら、本町は、面積が広大で町域の約25%が山林であることから、鉄道やバス路線だけではカバーできない、いわゆる交通不便地域が点在している。また、平成22年の国勢調査結果では、本町の高齢化率は約24%で既に超高齢社会に突入しており、こうした交通不便地域の解消や超高齢社会における交通手段の確保については喫緊の課題となっている。

さらに、鉄道や路線バスの運行本数が少ないなど、サービス水準が低く利用しづらい状況となっているため、地域の特性・実情に応じた最適な交通手段を将来にわたり確保・維持するため「地域公共交通確保維持改善事業」に取り組むものである。

具体的には、高齢者等の日中における自立的移動を支援するため、町内を面的にカバーする新たな移動手段であるデマンド交通の提供により交通不便地域の解消を図るものである。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

【目標】

指標	現状	目標値		
		H28年度 27.10～28.9	H29年度 28.10～29.9	H30年度 29.10～30.9
デマンド型乗合 タクシー利用者数	42人/日	44人/日	46人/日	48人/日
デマンド型乗合 タクシー収支率※	25%	27%	28%	29%

※収益は運賃。経費は運行委託料、予約受付委託料等。

【効果】

- ◆ 町域に広く分布する交通不便地域の解消
- ◆ 公共交通サービスの満足度の向上
- ◆ 効果的・効率的な運行による持続性のある生活交通の確保
- ◆ 高齢者等の外出範囲・機会の増加と健康の維持増進
- ◆ 施設利用（公共施設や商業施設等）の増加による都市活力の向上

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

【概要】

運行概要	<ul style="list-style-type: none"> ・デマンド型の乗合タクシーを町内全域で運行する。 ・事前の予約に応じてドア・ツー・ドア方式により運行する。 	
運行内容	開始時期	平成 26 年 4 月 1 日
	運行系統	地域内フィーダー系統
	運行事業者	町内タクシー事業者 3 社（一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得たもの）
	運行車両	セダン型の車両 3 台
	運行日	年末年始（12/29 日～1 月 3 日）を除き毎日運行
	運行時間	午前 8 時から午後 5 時まで
	運賃	一律 300 円 ただし、未就学児の利用は、保護者 1 人の同乗につき 1 人まで無料

【運行予定者】

別添の表 1 のとおり。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
別添の表 2 のとおり。

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
運行予定者（別添の表 1 のとおり）。

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法
補助対象事業者が協議会ではないので記載せず

7. 別表 1 又は 3 の補助事業の基準ニに基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要
地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

8. 別表 1 又は 3 の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要
別添の表 5 のとおり。

10. 車両の取得に係る目的・必要性

車両を取得しないので記載せず。

11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

車両を取得しないので記載せず。

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

車両を取得しないので記載せず。

13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持改善事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

車両を取得しないので記載せず。

14. 協議会の開催状況と主な議論

開催年月日	議案等
平成 26 年 6 月 25 日 (平成 26 年度第 1 回)	<ul style="list-style-type: none">・平成 25 年度寄居町地域公共交通活性化協議会事業報告について・平成 25 年度寄居町地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算について・平成 26 年度寄居町地域公共交通活性化協議会事業計画について・平成 26 年度寄居町地域公共交通活性化協議会歳入歳出予算について・地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請について
平成 26 年 12 月 24 日 (平成 26 年度第 2 回)	<ul style="list-style-type: none">・地域公共交通確保維持改善事業・事業報告（生活交通ネットワーク計画に基づく事業）の自己評価について・平成 27 年度寄居町デマンド型乗合タクシーの運行計画について

※上記議案等については、開催日同日すべて可決。

15. 利用者等の意見の反映状況

実施年月	内 容
平成 24 年 8 月	公共交通に関するアンケート調査実施 (2千世帯配布、回収率36.4%)
平成 24 年 11 月 ～平成 25 年 3 月	デマンド交通実証調査利用者アンケート実施 (デマンドタクシーの車内で配布し、154件回収)
平成 25 年 2 月 ～3 月	パブリック・コメント手続き実施 寄居町生活交通ネットワーク計画(案)等について (意見:1人、2件)

16. 協議会メンバーの構成

構成員	構成員名称
一般乗用旅客自動車運送事業者	(有)本間タクシー、寄居タクシー(有)、 秩鉄タクシー(株)、(株)桜交通、大信観光花園(有)
一般貸切旅客自動車運送事業者	武蔵観光(株)
一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体	埼玉県乗用自動車協会
町民代表	寄居町連合区長会、寄居町民生・児童委員協議会、 寄居町身体障害者福祉会
地方運輸局	関東運輸局埼玉運輸支局
道路管理者	熊谷県土整備事務所
都道府県警察	寄居警察署
学識経験者	埼玉大学大学院理工学研究科教授
一般乗用旅客自動車運送事業者の運転手代表	(有)本間タクシー運転手
関係都道府県	埼玉県企画財政部交通企画課
関係市区町村	東秩父村
寄居町	副町長、総務課、商工観光企業誘致課

17. 地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統確保維持事業の特例を受ける場合は、対象とする系統について、利用促進に向けた継続的かつ計画的な取組みの内容並びに当該取組の実施主体及び推進体制並びに当該系統の輸送量の増加目標

地域協働推進事業計画の認定を受けていないため記載せず。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダーシステム) 28年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編特例措置	地域内ファイダーシステムの基準適合 (別表7及び別表9)			基準二で該当する要件 (別表7のみ)
						乗合バス型 /デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等と接続確保 等	
埼玉県 (寄居町)	-	(1) 寄居町デマンド型 乗合タクシー	3,009.5	2,344		デマンド型	②(2)	・地域間幹線系統の鉄道駅、バス停留所と接続 ・系統に属したデマンド運行の実施	③
	-	(2) 寄居町デマンド型 乗合タクシー	2,022.5	1,563		デマンド型	②(2)	・地域間幹線系統の鉄道駅、バス停留所と接続 ・系統に属したデマンド運行の実施	③
	-	(3) 寄居町デマンド型 乗合タクシー	1,106.0	781		デマンド型	②(2)	・地域間幹線系統の鉄道駅、バス停留所と接続 ・系統に属したデマンド運行の実施	③
		(4)							
		(5)							
		(6)							
		(7)							
合 計				4,688					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				4,688					

国庫補助
上限額
(千円) 4,688

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ライダー系統) 29年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編特例措置	地域内ライダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 /デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
埼玉県	-	(1) 寄居町デマンド型 乗合タクシー	1,000.5	781		デマンド型	②(2)	・地域間幹線系統の鉄道駅、バス停留所と接続 ・乗継に適したデマンド運行の実施	③
	-	(2) 寄居町デマンド型 乗合タクシー	3,025.5	2,344		デマンド型	②(2)	・地域間幹線系統の鉄道駅、バス停留所と接続 ・乗継に適したデマンド運行の実施	③
	-	(3) 寄居町デマンド型 乗合タクシー	2,199.5	1,563		デマンド型	②(2)	・地域間幹線系統の鉄道駅、バス停留所と接続 ・乗継に適したデマンド運行の実施	③
(寄居町)		(4)							
		(5)							
		(6)							
		(7)							
合 計				4,688					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				4,688					
								国庫補助 上限額 (千円)	4,688

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ライダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ライダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダーシステム) 30年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編特例 措置	地域内フィーダーシステムの基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 /デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準で該 当する要件 (別表7の み)
埼玉県	-	(1) 寄居町デマンド型 乗合タクシー	3,003.5	2,344		デマンド型	②(2)	・地域間幹線系統の鉄道駅、バス 停留所と接続 ・業種に適用したデマンド運行の実 施	③
	-	(2) 寄居町デマンド型 乗合タクシー	2,016.5	1,563		デマンド型	②(2)	・地域間幹線系統の鉄道駅、バス 停留所と接続 ・業種に適用したデマンド運行の実 施	③
	-	(3) 寄居町デマンド型 乗合タクシー	1,099.5	781		デマンド型	②(2)	・地域間幹線系統の鉄道駅、バス 停留所と接続 ・業種に適用したデマンド運行の実 施	③
(寄居町)		(4)							
		(5)							
		(6)							
		(7)							
合 計				4,688					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				4,688					

国庫補助
上限額
(千円) 4,688

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダーシステムに係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	28年度
------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	2,281 千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	2,281 千円
	営業費用	8,289 千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	8,289 千円
営業損益	▲ 6,008 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 6,008 千円	
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台 2	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間 2,168.0	経常収支率	27.51 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
武蔵・相模	1,911円.66銭	2,721円.96銭	1,911円.66銭	526円.06銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地							
武蔵・相模	1	新座別添デマンド型乗合タクシー		町内全域		543 日	4344 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	4344 時間
	2											
	3											
	4											
合計		系統										

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
武蔵・相模	1	8,304,251 円	2,285,204 円	6,019,047 円	6,019,047 円	6,019 千円	3,009.5 千円		
	2	円				千円	千円		
	3	円				千円	千円		
	4	円				千円	千円		
合計		8,304,251 円	2,285,204 円	6,019,047 円	6,019,047 円	6,019 千円	3,009 千円	2,344 千円	2,344 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワーヨ＝ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ＝ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
武蔵 相模	1	6,019,047 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	円										
	3	円										
	4	円										
合計		6,019,047 円	3,675,047 円	円	%	3,675,047 円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にとっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(ワ欄)については、【(1回あたり平均運行時間) + (1日あたり平均待機時間 / 1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含まない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	28年度
------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	1,452 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	1,452 千円
	営業費用	5,486 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	5,486 千円
	営業損益	▲ 4,034 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 4,034 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台 1	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間 2,872.0	経常収支率	26.46 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
武蔵・相模	1,910円.16銭	2,721円.96銭	1,910円.16銭	505円.57銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地							
武蔵・相模	1	デマンド型乗合タクシー		町内全域		360 日	2880 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	2880 時間
	2					日	回	時間	時間	時間		時間
	3					日	回	時間	時間	時間		時間
	4					日	回	時間	時間	時間		時間
合計		系統						時間	時間	時間		時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ラ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
武蔵・相模	1	5,501,260 円	1,456,041 円	4,045,219 円	4,045,219 円	4,045 千円	2,022.5 千円		
	2	円		円	円	千円	千円		
	3	円		円	円	千円	千円		
	4	円		円	円	千円	千円		
合計		5,501,260 円	1,456,041 円	4,045,219 円	4,045,219 円	4,045 千円	2,022 千円	1,563 千円	1,563 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から 経常収益を控 除した額 ホ×ワヨ=ウ	損失額から国 庫補助額を控 除した額 ウーム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
武蔵 相模	1	4,045,219 円										
	2	円										
	3	円										
	4	円										
合計		4,045,219 円	2,482,219 円	円	%	2,482,219 円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相連している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行システムを運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(ワ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)×(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の実送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名		28年度
------	--	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	718 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	718 千円
	営業費用	2,918 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	2,918 千円
営業損益	▲ 2,200 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 2,200 千円	
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	台 1	補助対象期間の 前々年度の 1台当たりサービス 提供時間(ニ)	時間 1,408.0	経常収支率	24.60 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
武蔵・相模	2,072円.44銭	2,721円.96銭	2,072円.44銭	509円.94銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	1回あたりサービス提 供時間	リのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービス 提供時間	リのうち同一補助 ブロック 市区町村外乗入 部分に係るサービ ス提供時間	補助ブロック外乗り入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外のサー ビス提供時間の比率	計画サービス提供時 間
			発地	営業 区域	着地							
武蔵 ・相模	1	新原町デ マンド型 乗合タク シー		町内全域		177 日	1416 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	1416 時間
	2					日	回	時間	時間	時間		時間
	3					日	回	時間	時間	時間		時間
	4					日	回	時間	時間	時間		時間
合計		系統						時間	時間	時間		時間

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額		補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	タのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの		補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はアのう ちいずれか少ない ほうの額)
			ト×ワ以下の 額:カ	チ×ワ以上の 額:コ		カーヨ=タ	タ×ワ=ツ				
武蔵 ・相模	1	2,934,575 円	722,075 円		2,212,500 円	2,212,500 円	2,212 千円	1,106.0 千円			
	2	円			円	円	千円	千円			
	3	円			円	円	千円	千円			
	4	円			円	円	千円	千円			
合計		2,934,575 円	722,075 円		2,212,500 円	2,212,500 円	2,212 千円	1,106 千円	781 千円	781 千円	

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
武蔵・相模	1	2,212,500 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	円										
	3	円										
	4	円										
合計		2,212,500 円	1,431,500 円	円	%	1,431,500 円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者には別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者には、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間(リ欄)」については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ラ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名		29年度
------	--	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	761千円	営業外収益	0千円	経常収益(イ)	761千円
	営業費用	2,763千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ)	2,763千円
	営業損益	▲2,002千円	営業外損益	0千円	経常損益	▲2,002千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台 1	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間 1,408.0	経常収支率	27.54%	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
武蔵・相模	1,962円.35銭	2,721円.96銭	1,962円.35銭	540円.48銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間 リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間 ヌ	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間 ル	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間 ワ
			発地	営業区域	着地							
武蔵・相模	1	デマンド型乗合タクシー		町内全域		176日	1408回	1時間	0時間	0時間	100%	1408時間
	2											
	3											
	4											
合計	系統											

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はワのうちいずれか少ないほうの額) ム
武蔵・相模	1	2,762,988円	760,995円	2,001,993円	2,001,993円	2,001千円	1,000.5千円		
	2	円		円	円	千円	千円		
	3	円		円	円	千円	千円		
	4	円		円	円	千円	千円		
合計		2,762,988円	760,995円	2,001,993円	2,001,993円	2,001千円	1,000千円	781千円	781千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から 経常収益を控 除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から 国庫補助額を控 除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
武蔵 相模	1	2,001,993 円											
	2	円											
	3	円											
	4	円											
合計		2,001,993 円	1,220,993 円	円	%	1,220,993 円	100 %	円	%	円	%		

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名		29年度
------	--	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	2,178 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	2,178 千円
	営業費用	8,229 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	8,229 千円
	営業損益	▲ 6,051 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 6,051 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台 2	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間 2,168.0	経常収支率	26.46 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
武蔵・相模	1,897円.83銭	2,721円.96銭	1,897円.83銭	502円.30銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	ス	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	ル	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ス+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間	ワ
			発地	営業区域	着地										
武蔵・相模	1	新沼田デマンド型乗合タクシー		町内全域		542 日	4336 回	1 時間	0 時間	0 時間	0 時間	100%	4336 時間		
	2														
	3														
	4														
合計	系統														

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ラ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
武蔵・相模	1	8,228,990 円	2,177,972 円	6,051,018 円	6,051,018 円	6,051 千円	3,025.5 千円		
	2	円		円	円	千円	千円		
	3	円		円	円	千円	千円		
	4	円		円	円	千円	千円		
合計		8,228,990 円	2,177,972 円	6,051,018 円	6,051,018 円	6,051 千円	3,025 千円	2,344 千円	2,344 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワーヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウーム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
武蔵・相模	1	6,051,018 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	円										
	3	円										
	4	円										
合計		6,051,018 円	3,707,018 円	円	%	2,707,018 円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ラ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	29年度
------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	1,436 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	1,436 千円
	営業費用	5,836 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	5,836 千円
営業損益	▲ 4,400 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 4,400 千円	
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台 1	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間 2,872.0	経常収支率	24.60 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
武蔵・相模	2,032円.03銭	2,721円.96銭	2,032円.03銭	500円.00銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地							
武蔵・相模	1	等活利デマンド型乗合タクシー		町内全域		359 日	2872 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	2872 時間
	2											
	3											
	4											
合計		系統						時間	時間	時間		時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ラ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
武蔵・相模	1	5,835,990 円	1,436,000 円	4,399,990 円	4,399,990 円	4,399 千円	2,199.5 千円		
	2	円				千円	千円		
	3	円				千円	千円		
	4	円				千円	千円		
合計		5,835,990 円	1,436,000 円	4,399,990 円	4,399,990 円	4,399 千円	2,199 千円	1,563 千円	1,563 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワーヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウーム=ノ	ノの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
武蔵・相模	1	4,399,990 円											
	2	円											
	3	円											
	4	円											
合計		4,399,990 円	2,836,990 円	円	%	2,836,990 円	100 %	円	%	円	%		

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間(リ欄)」については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名		30年度
------	--	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	2,285 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	2,285 千円
	営業費用	8,304 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	8,304 千円
営業損益	▲ 6,019 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 6,019 千円	
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台 2	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間 2,172.0	経常収支率	27.51 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
武蔵・相模	1,911円.60銭	2,721円.96銭	1,911円.60銭	526円.01銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間	
			発地	営業区域	着地							
武蔵・相模	1	新加明デマンド型乗合タクシー		町内全域		542 日	4336 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	4336 時間
	2					日	回	時間	時間	時間		時間
	3					日	回	時間	時間	時間		時間
	4					日	回	時間	時間	時間		時間
合計	系統						時間	時間	時間		時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ヲ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はアのうちのいずれか少ないほうの額) ム
武蔵・相模	1	8,288,697 円	2,280,779 円	6,007,918 円	6,007,918 円	6,007 千円	3,003.5 千円		
	2	円		円	円	千円	千円		
	3	円		円	円	千円	千円		
	4	円		円	円	千円	千円		
合計		8,288,697 円	2,280,779 円	6,007,918 円	6,007,918 円	6,007 千円	3,003 千円	2,344 千円	2,344 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
0	1	6,007,918 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
0	3	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	4	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合計		6,007,918 円	3,663,918 円	円	%	3,663,918 円	100 %	円	%	円	%		

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含まない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、掃庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(掃庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名		30年度
------	--	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	1,456 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	1,456 千円
	営業費用	5,501 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	5,501 千円
	営業損益	▲ 4,045 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 4,045 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1 台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	2,880.0 時間	経常収支率	26.46 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
武蔵・相模	1,910円.06銭	2,721円.96銭	1,910円.06銭	505円.55銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地							
武蔵・相模	1	新居町デマンド型乗合タクシー		町内全域		359 日	2872 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	2872 時間
	2					日	回	時間	時間	時間		時間
	3					日	回	時間	時間	時間		時間
	4					日	回	時間	時間	時間		時間
合計		系統						時間	時間	時間		時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ラ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
武蔵・相模	1	5,485,692 円	1,451,939 円	4,033,753 円	4,033,753 円	4,033 千円	2,016.5 千円		
	2	円		円	円	千円	千円		
	3	円		円	円	千円	千円		
	4	円		円	円	千円	千円		
合計		5,485,692 円	1,451,939 円	4,033,753 円	4,033,753 円	4,033 千円	2,016 千円	1,563 千円	1,563 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワーヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
武蔵 相模	1	4,033,753 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	円										
	3	円										
	4	円										
合計		4,033,753 円	2,470,753 円	円	%	2,470,753 円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行システムを運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ワ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、「ツ」の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名		30年度
------	--	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	722 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	722 千円
	営業費用	2,934 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	2,934 千円
	営業損益	▲ 2,212 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	▲ 2,212 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台 1	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間 1,416.0	経常収支率	24.60 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
武蔵・相模	2,072円.03銭	2,721円.96銭	2,072円.03銭	509円.88銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間 ワ
			発地	営業区域	着地							
武蔵・相模	1	新居町デマンド型乗合タクシー		町内全域		176 日	1408 回	1 時間	0 時間	0 時間	100%	1408 時間
	2											
	3											
	4											
合計		系統										

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ラ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
武蔵・相模	1	2,917,418 円	717,911 円	2,199,507 円	2,199,507 円	2,199 千円	1,099.5 千円		
	2	円		円	円	千円	千円		
	3	円		円	円	千円	千円		
	4	円		円	円	千円	千円		
合計		2,917,418 円	717,911 円	2,199,507 円	2,199,507 円	2,199 千円	1,099 千円	781 千円	781 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
0	1	2,199,507 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	円											
0	3	円											
	4	円											
合計		2,199,507 円	1,418,507 円	円	%	1,418,507 円	100 %	円	%	円	%		

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通ネットワーク計画に記載された運行系統を運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ラ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、掃庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(掃庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	寄居町
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	35,774
交通不便地域	8,440

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
8,440	寄居町全域	地方運輸局長指定

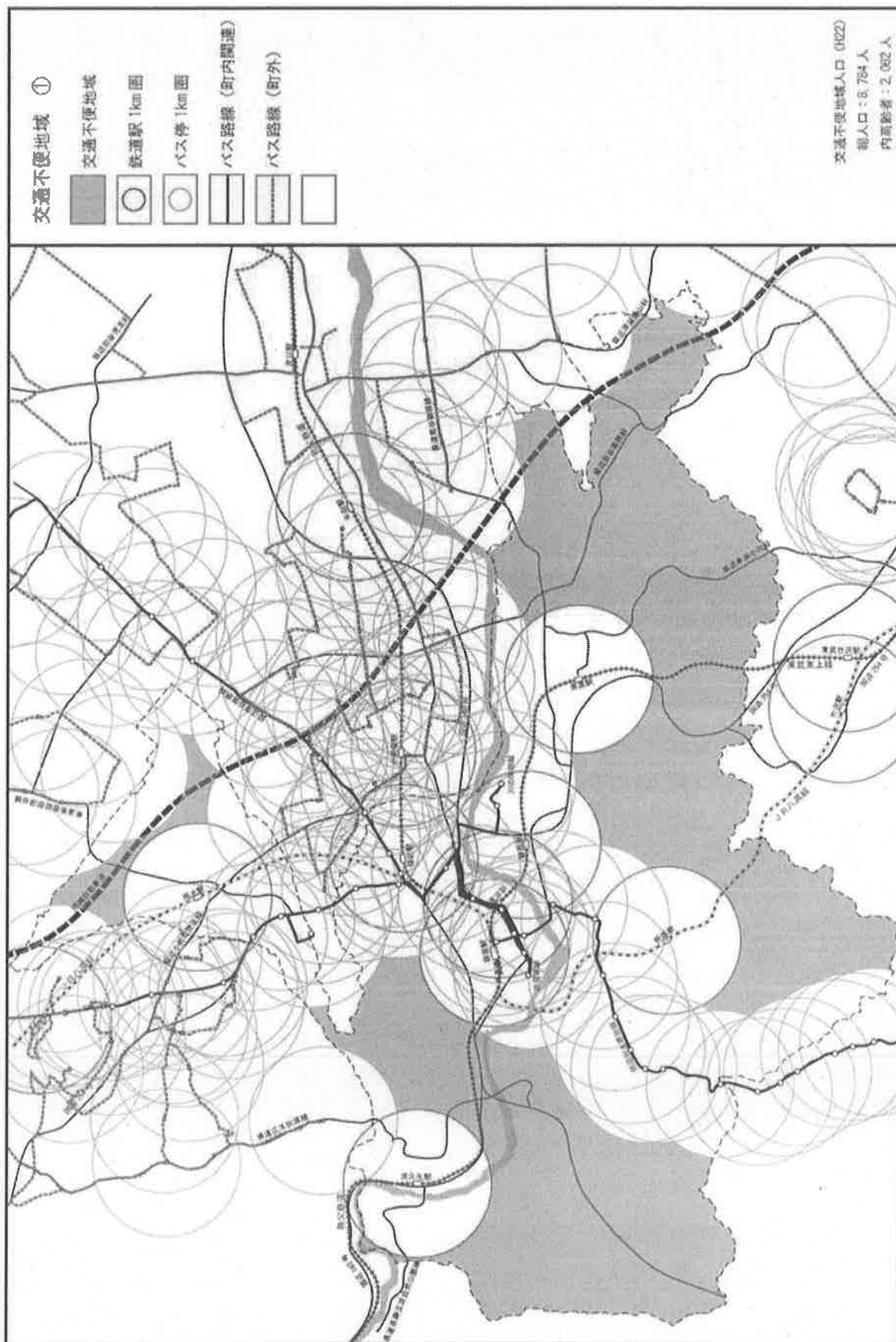
(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

町内公共交通ルート図と交通不便地域の位置

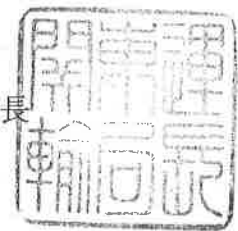


協 議 会 局	会 長 (副 可 長)	専 務 局 長 (全 國 統 一)	主 査	担 当	専 務 局 内	
		酒 井			山 元	山 元

関企交第113号
 関鉄計第112号
 関自旅一第1461号
 関海旅第959号
 平成27年2月27日

寄居町地域公共交通活性化協議会会長 殿

関東運輸局長



地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

標記について、地域公共交通確保維持改善事業実施要領（平成23年4月1日付
 け、国総計第5号、国鉄財第4号、国鉄業第4号、国自旅第20号、国海内第8号、
 国空環第5号）6.（1）②の規定に基づき、地域公共交通確保維持改善事業に係
 る二次評価を実施しましたので、評価結果を通知します。

協議会においては、必要に応じて生活交通ネットワーク計画等を見直し、評価結
 果を同計画に反映されたい。



地域公共交通確保維持改善事業・事業評価総括表
(生活交通ネットワーク計画に基づく事業)

平成27年2月27日
関東運輸局

評価対象事業名: 地域内ライダーシステム確保維持費国庫補助金

協議会名	①補助対象事業者等	②事業概要	協議会における事業評価結果			地方運輸局等における二次評価結果		備考
			③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点	評価結果	
寄居町地域公共交通活性化協議会	大信観光花園有限公司 シエラ株式会社 株式会社本間タク	・デマンド型の乗合タクシーを町内全域運行する。 ・事前予約に応じてドア・ツー・ドア方式により運行する。	A: 計画どおり事業は適切に実施された。	A: H25(25.4~25.9)事業 目標 ・利用者数 25人/日 ・収支率 12% 結果 ・利用者数 39人/日 ・収支率 19% H26(25.10~26.9)事業 目標 ・利用者数 30人/日 ・収支率 15% 結果 ・利用者数 42人/日 ・収支率 22%	予約システムの調整や広報宣伝により乗合率を向上させ利用者数を増やしていく。	事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施されており評価できる。 目標についても、目標値を上回っており評価できる。また、目標だけでなく効果の達成状況についても評価することが望ましい。 今後、利用状況のデータを蓄積・分析するとともに、乗合率向上に向けた検討を行う等、さらに効果的・効果的な交通サービスとなるよう検討を進めていただくことを期待する。 なお、平成26年度第2回地域公共交通確保維持改善事業第三者評価委員会における委員による以下の助言は、今後の取組みを行う上で必要な観点であり、考慮された。	○地域全体の交通体系の中で人々の生活を捉えた交通サービスの提供が大切。 ○公共交通の維持に向けた様々な取組を積極的に行うべき。 ○評価のポイントは目標の達成状況だけでなく、その結果を受けどう改善していくかである。 ○利用者数だけでなく、ODや実証実験時の行動変化などのデータを蓄積することが大切。 ○地図は、表現を工夫し、常に見やすい地図にする事が大切。 ○自家用自動車から公共交通の利用へ転換させる取組も必要。	

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通ネットワーク計画に基づく事業)

平成27年1月13日

協議会名: 寄居町地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名: 陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業(地域内ライダー系統)

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
大信観光花園有限公司 有限会社本間タクシー 株式会社桜交通	・デマンド型の乗合タクシーを町内全域運行する。 ・事前予約に応じてドア・ツードア方式により運行する。	目標数値を実績に応じ修正した。	A 計画どおり事業は適切に実施された。	H25(25.4~25.9)事業 目標 ・利用者数 25人/日 ・収支率 12% 結果 ・利用者数 39人/日 ・収支率 19% H26(25.10~26.9)事業 目標 ・利用者数 30人/日 ・収支率 15% 結果 ・利用者数 42人/日 ・収支率 22%	予約システムの調整や広報宣伝により乗合率を向上させ利用者数を増やしていく。

事業実施と生活交通ネットワーク計画との関連について

平成27年1月13日

協議会名：	寄居町地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名：	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業(地域内ファイダー系統)
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	町内を面的にカバーするフルデマンド方式のタクシー運行により、交通不便地域居住者や高齢者等の日中の自立移動の手段が確保されていること。

平成26年度 寄居町地域公共交通会議 (埼玉県寄居町)
(地域内ライダーシステム確保維持事業)

地域の公共交通の現況

本町は、関越自動車道花園インターチェンジを玄関口に、国道140号と254号、JR八高線・東武東上線・秩父鉄道線が結節する交通の要衝地である。バス交通は、県北都市間路線代替バスが2路線と東秩父村営バスが運行している。しかしながら、広大な面積と約25%が山林であること等により交通不便地域が点在している。また、高齢化率は約28%と既に超高齢社会に突入しており、交通不便地域の解消や超高齢社会における交通手段の確保が喫緊の課題となっている。

事業の目的・必要性

交通不便地域の解消や超高齢社会における交通手段の確保を目的として、高齢者等の日中における自立的移動を支援するため、町内を面的にカバーする新たな移動手段であるデマンド交通の提供により交通不便地域の解消を図る。

事業の概要

交通不便地域の解消を図る取組みとして、町内全域をカバーする形で事前予約型によりドア・ツー・ドアで運行する乗合タクシーを平成25年4月から本格運行として実施している。

【デマンドタクシー「愛のリタクシー」】

事業者名: 大信観光花園有限公司、本間タクシー株式会社、株式会社社桜交通
 区域: 町内全域
 運行時間帯: 8時00分～17時00分
 運行車両: 3台
 運賃: 一律300円 ただし、未就学児の利用は、保護者1人の同乗につき1人まで無料



面積	64.17km ²
人口 (H27.1.1時点)	35,213人
15歳未満	3,801人
	9,908人
65歳以上	
高齢化率	28.1%
世帯数	14,280世帯

協議会開催状況

○協議会の開催状況 2回開催

- ・第1回(6月25日) 会の予算決算 H27ライダー計画について
- ・第2回(12月24日) 事業自己評価について 次年度運行計画について

前回の事業評価結果の反映状況

目標数値を実績に応じ修正した。

定量的な目標・効果

【目標】

H25(25.4～25.9)事業

目標

- ・利用者数 25人/日
- ・収支率 12%

【効果】

交通不便地域居住者や高齢者等の日中の自立移動の手段が確保される。

【目標】

H26(25.10～26.9)事業

目標

- ・利用者数 30人/日
- ・収支率 15%

目標効果の達成状況

H25(25.4～25.9)事業

達成状況

- ・利用者数 39人/日
- ・収支率 19%

H26(25.10～26.9)事業

達成状況

- ・利用者数 42人/日
- ・収支率 22%

アピールポイント

曜日別、時間別の利用状況を広報でお知らせして効率よく利用していただけるよう情報提供をしている。

今後の改善点

予約システムの調整や広報宣伝により乗合率を向上させ利用者数を増やしていく。